

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。申請期限は令和3年1月15日(金)としておりましたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を令和3年2月15日まで延長いたします。なお、書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日までとなります。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、
小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む
個人事業者

上限 **100万円**

給付額 ▶ 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金 検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の
内部通報にも対応しています。

0120-279-292

IP電話専用回線

03-6832-6631

受付時間 8:30-19:00 (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定
※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※お電話は大変混み合うことが
予想されますので、ホームページ
もご利用ください。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!